

2020. 7. 16

畑 啓之

技術士一次試験 適性科目 これを外してはいけない 試験の目的と技術士法

R01 再-II-1

適性科目試験の目的は、法および倫理という社会規範を遵守する適性を測ることにある。

技術士第一次試験の適正科目は、技術士法施行規則に規定されており、技術士法施行規則では「法第四章の規定の遵守に関する適性に関するものとする」と明記されている。この法第四章は、形式としては法規範であるが、倫理規範としての性格を備えている。

技術士法第4章

技術士法（1983年）

第四章 技術士等の義務

（信用失墜行為の禁止）

第44条 技術士又は技術士補は、技術士若しくは技術士補の信用を傷つけ、又は技術士及び技術士補全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（技術士等の秘密保持義務）

第45条 技術士又は技術士補は、正当の理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。技術士又は技術士補でなくなった後においても、同様とする。

（技術士等の公益確保の責務）

第45条の2 技術士又は技術士補は、その業務を行うに当たっては、公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう努めなければならない。

（技術士の名称表示の場合の義務）

第46条 技術士は、その業務に関して技術士の名称を表示するときは、その登録を受けた技術部門を明示してするものとし、登録を受けていない技術部門を表示してはならない。

（技術士補の業務の制限等）

第47条 技術士補は、第二条第一項に規定する業務について技術士を補助する場合を除くほか、技術士補の名称を表示して当該業務を行ってはならない。

2 前条の規定は、技術士補がその補助する技術士の業務に関してする技術士補の名称の表示について準用する。

(技術士の資質向上の責務)

第47条の2 技術士は、常に、その業務に関して有する知識及び技能の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。

H29-2-2

(ア) 技術士等は、関与する業務が社会や環境に及ぼす影響を予測評価する努力を怠らず、公衆の安全、健康、福祉を損なう、又は環境を破壊する可能性がある場合には、自己の良心と信念に従って行動する。

技術者等：技術士および技術士補

H28-2-1

(エ) 技術は日々変化、進歩している。技術士は、名称表示している専門技術領域を能力開発することによって、業務拡大することができる。

H24-2-1

不適切な表現

⑤ 技術士は、その登録を受けた技術部門に関しては、十分な知識及び技能を有しているので、その要録部門以外に関する知識及び技能の水準を向上させるように努めなければならない。